

宮崎日日新聞「くらしの相談」（令和5年11月30日）掲載

○ 遺言の内容を追加したい

【問】

財産の相続について、公正証書遺言を作成したが、ペットの世話について記載していなかったため、遺言を追加したい。

【回答】

相談を受けた行政相談委員が、必要となる一般的な手続を調べ、相談者に次のとおり情報提供しました。

一度作成した公正証書遺言の内容を生前に変更することは可能ですが、法律の定める遺言の方法に従って変更手続をしなければなりません。

このため、公正証書遺言を保管している公証人役場にご相談いただく必要があります。

なお、ペットについては、世話をしてくれることと引き換えに、その帰属（所有権）と合わせて、財産の一部を生前に譲り渡したり、遺言で遺したりすることなどができます。

財産だけ受け取って、世話を放棄するようなことがあってはいけませんので、生前から信用できる引受先を確保しておくことが重要です。